

目次

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照条文

一 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）（第一条関係）	1
二 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（第二条関係）	4

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文
地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）の一部改正（第一条関係）

（傍線部は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 （平成二十八年度分の交付税の総額の特例） 第四条 平成二十八年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、<u>第一号から第五号</u>までに掲げる額の合算額に四千百億円を加算した額から第六号から第八号までに掲げる額の合算額を減額した額に東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のため特別の財政需要があること及び東日本大震災のため財政収入の減少があることを考慮して地方団体に対して交付する特別交付税（附則第十三条第一項並びに第十五条第一項及び第二項において「震災復興特別交付税」という。）に充てるための三千六百四十三億千三百二十一万九千円を加算した額とする。 一 第六条第二項の規定により算定した額 二 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十四号）第一条の規定による改正前の地方交付税法（以下「旧法」という。）附則第四条の二第二項の規定において平成二十八年度分の交付税の総額に加算することとされていた額 三千四百三十六億円 三 平成二十八年度における交付税の総額を確保するため前二号に掲げる	附 則 （平成二十八年度分の交付税の総額の特例） 第四条 平成二十八年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、<u>第一号から第四号</u>までに掲げる額の合算額に四千百億円を加算した額から第五号から第七号までに掲げる額の合算額を減額した額に東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のため特別の財政需要があること及び東日本大震災のため財政収入の減少があることを考慮して地方団体に対して交付する特別交付税（附則第十三条第一項並びに第十五条第一項及び第二項において「震災復興特別交付税」という。）に充てるための三千四百七十七億七千四百九十万円を加算した額とする。 一 第六条第二項の規定により算定した額 二 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十四号）第一条の規定による改正前の地方交付税法（以下「旧法」という。）附則第四条の二第二項の規定において平成二十八年度分の交付税の総額に加算することとされていた額 三千四百三十六億円 三 平成二十八年度における交付税の総額を確保するため前二号に掲げる

額の合算額に加算する必要がある額のうち臨時財政対策のための特例加算額 二千七百四十六億九千五十万円

四| 前三号に掲げる額以外の額として平成二十八年度の一般会計補正予算(第2号)により一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れられる特例加算額 五百十億円

五| 平成二十八年度における借入金に相当する額 三十二兆四千百七十二億九千五百四十万八千円

六| 平成二十七年分における借入金に相当する額 三十二兆八千百七十二億九千五百四十万八千円

七| 平成二十八年度における特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額 千五百八十四億円

八| 旧法附則第四条の二第三項の規定において平成二十八年度分の交付税の総額から減額することとされていた額 千八百十一億九千九百万円

(平成二十八年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例)

第十一條 平成二十八年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額(第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この条において同じ。)、附則第四条第四号に掲げる額及び平成

二十八年度震災復興特別交付税額(旧法附則第十二条第一項の規定により平成二十八年度分として交付すべき交付税の総額に加算された旧法附則第十一條に規定する平成二十七年分震災復興特別交付税額の一部及び附則第

額の合算額に加算する必要がある額のうち臨時財政対策のための特例加算額 二千七百四十六億九千五十万円

四| 平成二十八年度における借入金に相当する額 三十二兆四千百七十二億九千五百四十万八千円

五| 平成二十七年分における借入金に相当する額 三十二兆八千百七十二億九千五百四十万八千円

六| 平成二十八年度における特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額 千五百八十四億円

七| 旧法附則第四条の二第三項の規定において平成二十八年度分の交付税の総額から減額することとされていた額 千八百十一億九千九百万円

(平成二十八年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例)

第十一條 平成二十八年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額(第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この条において同じ。)

及び平成

二十八年度震災復興特別交付税額(旧法附則第十二条第一項の規定により平成二十八年度分として交付すべき交付税の総額に加算された旧法附則第十一條に規定する平成二十七年分震災復興特別交付税額の一部及び附則第

四条に規定する震災復興特別交付税に充てるための三千六百四十三億千三百二十一万九千円の合算額をいう。以下この条及び次条において同じ。）の合算額を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、平成二十八年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額、同号に掲げる額及び平成二十八年度震災復興特別交付税額の合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額、同号に掲げる額及び平成二十八年度震災復興特別交付税額の合算額を加算した額とする。

四条に規定する震災復興特別交付税に充てるための三千四百七十七億七千四百九十万千円の合算額をいう。以下この条及び次条において同じ。）の合算額を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、平成二十八年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額及び平成二十八年度震災復興特別交付税額の合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び平成二十八年度震災復興特別交付税額の合算額を加算した額とする。

改正案

現行

附則

（交付税特別会計における一般会計からの繰入金の額の特例）

第九条 第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、平成二十八年度にあつては同条の規定により算定した額に地方交付税法附則第四条第二号から第四号までに掲げる額の合算額を加算した額に二千百億円を加算した額から同条第八号に掲げる額を減額した額とし、平成二十九年度から平成三十八年度までの各年度にあつては第二十四条の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第二号に掲げる額を減額した額とし、平成三十九年度から平成四十二年までの各年度にあつては同条の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第三号に掲げる額を減額した額とし、平成四十三年にあつては同条の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額とする。

一次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額

年 度	金 額
平成二十九年 度	三千八百七億円
平成三十年 度	三千三百六十七億円
平成三十一年 度	二千九百六十一億円
平成三十二年 度	二千五百三十三億円

附則

（交付税特別会計における一般会計からの繰入金の額の特例）

第九条 第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、平成二十八年度にあつては同条の規定により算定した額に地方交付税法附則第四条第二号及び第三号 に掲げる額の合算額を加算した額に二千百億円を加算した額から同条第七号に掲げる額を減額した額とし、平成二十九年度から平成三十八年度までの各年度にあつては第二十四条の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第二号に掲げる額を減額した額とし、平成三十九年度から平成四十二年までの各年度にあつては同条の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第三号に掲げる額を減額した額とし、平成四十三年にあつては同条の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額とする。

一次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額

年 度	金 額
平成二十九年 度	三千八百七億円
平成三十年 度	三千三百六十七億円
平成三十一年 度	二千九百六十一億円
平成三十二年 度	二千五百三十三億円

二 地方交付税法附則第四条の二第三項の規定により平成二十九年年度から平成三十八年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 千八百十一億千九百万円 三 地方交付税法附則第四条の二第三項の規定により平成三十九年度から平成四十二年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 九百八十三億八千二百五十万円	平成三十三年度	二千九十二億円
	平成三十四年度	千六百五十六億円
	平成三十五年度	千二百十七億円
	平成三十六年度	八百三十四億円
	平成三十七年度	五百二十五億円
	平成三十八年度	二百八十五億円
	平成三十九年度	百三十四億円
	平成四十年年度	四十一億円
	平成四十一年度	十四億円
	平成四十二年度	七億円
	平成四十三年度	二億円
二 地方交付税法附則第四条の二第三項の規定により平成二十九年年度から平成三十八年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 千八百十一億千九百万円 三 地方交付税法附則第四条の二第三項の規定により平成三十九年度から平成四十二年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 九百八十三億八千二百五十万円	平成三十三年度	二千九十二億円
	平成三十四年度	千六百五十六億円
	平成三十五年度	千二百十七億円
	平成三十六年度	八百三十四億円
	平成三十七年度	五百二十五億円
	平成三十八年度	二百八十五億円
	平成三十九年度	百三十四億円
	平成四十年年度	四十一億円
	平成四十一年度	十四億円
	平成四十二年度	七億円
	平成四十三年度	二億円